

## 建設工事における共同企業体の運用基準

### 第1 共同企業体の運用について

本市が発注する建設工事において、規模が大きく、かつ、技術的難度の高い工事等については、その確実かつ円滑な施工を図るため、共同企業体を契約の相手方とすることができる。

### 第2 対象工事について

共同企業体による施工対象工事は、次の各号のいずれかに該当する工事で技術的難度が高い等その工事の確実かつ円滑な施工を図る上から必要と認められるものとする。

- (1) 土木工事等にあつては、工事費がおおむね2億円以上のもの。
- (2) 建築工事等にあつては、工事費がおおむね4億円以上のもの。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた工事。

### 第3 構成員の数について

構成員の数は、2又は3社とし、工事ごとに部長等が定めるものとする。

### 第4 組合せについて

構成員の組合せは、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 発注工事に対応する工事種別の有資格業者の組合せであること。
- (2) 最上位の等級に認定されている有資格業者の組合せであること又は構成員のいずれかが最上位の等級に、他の構成員が次順位の等級にそれぞれ認定されている有資格業者の組合せであること。この場合において、次順位の等級に認定されている有資格業者の数は、原則として総構成員の2分の1を上回ってはならない。

### 第5 構成員の技術的要件等について

すべての構成員が、次の要件を満たすものとする。

- (1) 当該工事と同種の工事の施工実績を有する者でなければならないものとして、部長等が工事ごとに定める工事の施工実績に関する要件を満たすものであること。
- (2) 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許

可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

(3) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

#### 第6 出資比率要件について

すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

#### 第7 代表者要件について

代表者は同一の等級の者の間ではより大きな施工能力を有する者、等級の異なる者の間では上位の等級の者であるものとする。また、代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

#### 第8 資格審査等について

共同企業体を契約の相手方としようとするときは、あらかじめ、その旨及び次の各号に掲げる事項を示し、これにより資格認定の申請を行わせるものとする。

- (1) 共同企業体による工事である旨及び当該工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事の概要
- (4) 資格審査申請書の受付期間及び受付場所
- (5) 共同企業体の構成員の数、組合せ、構成員の技術的要件等、出資比率要件及び代表者要件
- (6) 認定資格の有効期間
- (7) その他部長等が必要と認める事項

上記の資格審査申請書を受理したときは、別に定めるところにより、当該共同企業体の資格審査を行うものとする。